

## 年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍年金係 8 番窓口  
☎77-8378

### 離婚時の年金分割制度のお知らせ

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後2年以内に手続を行っていただく必要がありますので、お早めに北見年金事務所までご相談ください。

※年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6か月以内（調停等の成立日が令和2年8月2日以前の場合は1か月以内）であれば手続き可能です。

### 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

「国民年金第1号被保険者」で平成31年2月1日以降に出産された方が対象となり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。届出は出産予定日の6か月前からできますので、お早めに届出をお願いします。

問い合わせ先  
北見年金事務所  
☎0157-25-9635

## 令和3年度要約筆記者養成講座受講者募集

公益社団法人北海道ろうあ連盟では「要約筆記者養成講座」の受講者を募集しています。

募集定員 30名程度(手書き部門・パソコン部門 各15名)  
開催日 全14日間

9月	11日(土)、12日(日)、25日(土)、26日(日)
10月	9日(土)、10日(日)、23日(土)、24日(日)
11月	6日(土)、7日(日)、27日(土)、28日(日)
12月	11日(土)、12日(日)

※新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず日程を変更する場合があります。

開催場所 道民活動センタービル(札幌市中央区北2西7)  
受講料 無料(テキスト代等自己負担約4,800円)  
申込期間 令和3年8月6日(金)までに所定の様式の申込書で申し込むこと

主催・問い合わせ先  
公益社団法人北海道ろうあ連盟  
(北海道聴覚障がい者情報センター)  
☎011-221-2695

## 令和4年度オホーツク管内町村職員採用資格試験案内

試験実施日 令和3年9月19日(日)  
公示日 令和3年7月1日(木)  
募集期間 令和3年7月1日(木)~7月30日(金)消印有効  
願書配布期間 令和3年7月1日(木)~7月30日(金)

試験申込書等の設置場所(設置は公示日以降)

- ・管内町村役場並びに総合支所(東藻琴・生田原・丸瀬布・白滝)、湧別分庁舎
- ・北見市総合支所(常呂・端野・留辺蘂)、網走市役所、紋別市役所
- ・オホーツク町村会(網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎2階)
- ・北見市若者就活応援センター(北見市北4条東4丁目)
- ・北海道町村会(札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館6階)
- ・札幌学生職業センター(札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル7階)
- ・どさんこ交流テラス(東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館8階)

問い合わせ先  
・オホーツク町村会 ☎0152-44-6472  
・津別町役場総務課 庶務係 26番窓口 ☎77-8371

## 教科書展示のお知らせ

6月広報でお知らせしました教科書展示について、緊急事態宣言の延長に伴い展示期間を変更しました。どのような教科書があるかご覧いただき、ご意見をお寄せください。来場の際には、マスクの着用、手指の消毒等にご協力をお願いいたします。

期間 7月5日(月)~7月18日(日)  
午前9時~午後10時  
(土・日~午後6時)

※月曜、祝日は休館日です。  
※新型コロナウイルス感染拡大に伴う日程変更の可能性があります。

場所 中央公民館 2階展示室  
問い合わせ先  
教育委員会生涯学習課学校教育係  
☎77-6002

## 津別町過疎地域持続的発展市町村計画(案)に対するパブリックコメント(意見募集)を実施しています

過疎地域の持続的発展の支援に関する新たな特別措置法が令和3年4月1日から施行されたことを受け、新たに令和3年度より標記計画の策定を行うこととなりました。策定にあたり広く町民の皆様からのご意見を募集しています。

募集期間 令和3年6月25日(金)~令和3年7月24日(土)  
意見提出できる方 ・町内在住者 ・町内勤務者 ・町内に事業所を有する法人、その他の団体  
閲覧できる場所 ・役場正面玄関ロビー ・中央公民館 ・多目的活動センター  
・町ホームページアドレス <https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>  
意見の記載方法 公表場所に備え付けの意見提出様式に記載してください。  
(様式は、町ホームページからダウンロードすることも可能です)  
意見の提出方法 意見提出様式を郵便、FAX、電子メール、直接持参のいずれかの方法で提出をお願いします。  
提出先 〒092-0292 津別町字幸町41番地 津別町役場住民企画課企画係  
FAX番号 76-2976  
メールアドレス toukei@town.tsubetsu.hokkaido.jp

その他  
・いただいた意見に対して個別に回答することはありません。  
・いただいた意見の概要とそれに対する考え方については別途公表します。

問い合わせ先 住民企画課 企画係 14番窓口 ☎77-8374

## 津別町農地賃借料を公表します

津別町で令和2年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっています。

(金額は10a当たりの額)

地区区分	地区	平均額	最高額	最低額	データ数
①	東岡	5,500円	6,000円	4,000円	7
②	活汲・岩富・達美	8,200円	10,000円	5,000円	6
③	最上	3,000円	4,000円	2,000円	3
④	高台・豊永	6,700円	8,000円	4,100円	3
⑤	美都・上里	7,200円	8,300円	6,000円	8
⑥	共和	7,500円	10,000円	4,000円	9
⑦	恩根・栄・双葉	6,000円	8,000円	2,000円	11
⑧	沼沢・本岐・木樋・二又	3,800円	3,800円	3,800円	1
⑨	大昭・布川・相生	3,000円	3,000円	3,000円	1
	(参考)津別町平均額	6,500円	—	—	計49

・データ数は、今回の集計のために用いた件数です。  
・金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。  
・(参考)津別町平均額は、対象の全賃借料データを平均した金額です。

問い合わせ先  
農業委員会事務局  
☎77-8384



QRコード